

トピックス

新しく始まる取り組みや大切なお知らせを紹介します

令和6年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

◆国民健康保険税

令和6年度の国民健康保険税率の改定

道が示す市町村ごとの加入者や所得水準を考慮した国保事業費納付金と標準保険料率を基に、保険税率を改定しました。法令の改定に伴い、支援分の限度額を引き上げました。

保険税率など

	医療分	支援分	介護分
①所得割	8.42%	2.73%	2.10%
②均等割	26,100円	8,900円	8,600円
	未就学児は10分の5		
③平等割	26,600円	9,200円	5,900円
④限度額	65万円	22万円	17万円

- ①所得割 被保険者の総所得金額等から基礎控除43万円を控除した額に、上表の税率を乗じた額
- ②均等割 被保険者1人当たりの額
- ③平等割 1世帯当たりの額
- ④限度額 ①～③の合計額の上限額

軽減制度の拡大

均等割と平等割の軽減割合（2割・5割）になる基準を拡大しました。

世帯主と被保険者の前年の所得の合計額	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+(29万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(54万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

*世帯主には国保の被保険者ではない方も含みます。被保険者には国保から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同じ世帯に属している方も含みます。

問合せ 保険年金課国保賦課担当（内線2115）

◆後期高齢者医療保険料

保険料率・賦課限度額の見直し

保険料は2年ごとに見直され、納付は個人ごとです。保険料額は加入者の全員が等しく負担する均等割と、加入者の所得に応じて負担する所得割の合計です。

今年度の保険料額は、6月に送付する保険料額決定通知書で確認してください。

令和6・7年度の保険料率と保険料の計算方法

1年間の保険料限度額 ^{*1} 80万円	
均等割	1人当たりの額
52,953円	
+	
所得割	所得に応じた額 ^{*2}
(前年中の所得-最大43万円)×11.79%	

*1…令和6年度の保険料において、昭和24年3月31日以前に生まれた方や、障害認定により被保険者となっている方は、限度額を73万円に軽減します。

*2…令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方は、令和6年度の所得割率を10.92%に軽減します。

軽減制度の拡大

均等割の軽減割合（2割・5割）になる基準を拡大しました。

世帯主と被保険者の前年の所得の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割	15,885円
43万円+(29万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割	26,476円
43万円+(54万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割	42,362円

問合せ 保険年金課医療給付担当（内線2101）